

宇城市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託

プロポーザル実施要領

宇城市 上下水道局 上下水道課

1. 業務概要

(1) 業務名

令和 6 年度 宇城市ウォーター PPP 導入可能性調査業務委託

(2) 業務の目的

熊本県宇城市におけるウォーター導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）は、令和 6 年度より上下水道事業に関する基礎調査を行った上で、現状分析及び課題洗い出しを実施し、管理と更新を一体的にマネジメントするために最適な PPP/PFI 手法を選択することを目的とする。なお、当該各作業は、令和 5 年度国土交通省発注業務である「下水道事業における公共施設等運営事業等の案件形成に関する方策検討業務」に関しても十分に参考とする。

(3) 業務内容

別紙「宇城市ウォーター PPP 導入可能性調査業務委託 特記仕様書」のとおりとする。

(4) 業務履行期間

令和 6 年度の業務履行期間は契約締結日の日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで

(5) 業務規模

令和 6 年度予算額 上水道 15,000,000 円、下水道 15,000,000 円

ただし、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものである。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(7) 技術提案を求めるテーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

ア 特定テーマ 1

提案者は、本業務の委託仕様書を踏まえて、上下水道事業全体の経営効率化に向けた先進的な官民連携事業モデル（PPP/PFI、コンセッション等）を企画すること。

イ 特定テーマ 2

ウォーター PPP を含む PPP/PFI の案件形成に係る視点を体系的に整理し、宇

城市が導入する上で留意すべき事項等について提案すること。

ウ 特定テーマ 3

宇城市の上下水道事業を取り巻く環境の変化等について、現状や課題をどのように促しているか、また、今後の対応すべき方向性などについて具体的に提案すること。

なお、上記特定テーマについては、令和 7 年度までの委託仕様書【参考資料】を基に、実施方針（概算委託額）までを含めて、提案すること。

2. 参加資格等

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次に掲げる①～⑦の項目に該当しない者であること。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

② 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく精算手続き、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続き、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続、及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き中の者

③ 宇城市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員等に該当しない者

④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑤ プロポーザル参加申出書の提出期限から受託候補者の特定日の期間において、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成 17 年宇城市告示第 20 号）の規定による指名停止措置を受けていない者

⑥ 国税、都道府県税及び市町村税等を滞納していない者

(2) 国土交通省の建設コンサルタント登録において、登録部門「上水道及び工業用水道」及び「下水道」の登録を受けている者であること。

(3) 宇城市入札参加資格者名簿において、「土木関係建設コンサルタント業務」登録部門「上水道及び工業用水」及び「下水道」において、希望・登録している者であること。

- (4) 熊本県内に本店、もしくは契約権限を委任された支店又は営業所を置く者であること。
- (5) 平成 26 年 4 月 1 日以降、自治体における、上下水道事業もしくは上水道事業、または下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有する者であること。(以下、同種業務と記載。)

- (6) 配置予定技術者に対する要件は、下記のとおりとする。ただし、配置予定技術者の兼務はできない。また、応募者と直接的な雇用関係にある者であること。

① 管理技術者

- ・技術士（総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道）、又は技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）の資格を有する者であること。
- ・管理技術者として同種業務実績を有する者であること。

② 照査技術者

- ・技術士（総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道）、又は技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）の資格を有する者であること。
(ただし管理技術者とは異なる専門であること。)
- ・照査技術者又は管理技術者として同種業務実績を有する者であること。

③ 担当技術者（下水道）

- ・同種業務実績を有する者であること。

④ 担当技術者（上水道）

- ・同種業務実績を有する者であること。

3. プロポーザル参加申出書の提出

- (1) 提出期限 令和 6 年 5 月 24 日（金）17 時まで
- (2) 提出場所 宇城市 上下水道局 上下水道課
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。
- (4) 提出書類
- ア 公募型プロポーザル参加申出書（別記様式第 1 号）
 - イ 応募資格確認票(別記様式第 2 号)
 - ウ 業務実施体制表(別記様式第 3 号)

- エ 配置予定管理技術者経歴書・実績書（別記様式第 4 号）
- オ 配置予定照査技術者経歴書・実績書（別記様式第 5 号）
- カ 配置予定担当技術者経歴書・実績書（別記様式第 6 号）
- キ 業務実績調書（別記様式第 7 号）
- ク 事業者概要調書（別記様式第 8 号）

※ア〜クの書類一式を製本して、原本 1 部を提出すること。

(5) 参加資格確認結果通知

参加申出書を提出した者について「公募型プロポーザル方式第一次審査（書類審査）選定結果通知書」を令和 6 年 5 月 30 日までに通知する。

4. 質問の受付及び回答

業務提案書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 質問受付期間：令和 6 年 4 月 22 日（月）9 時から令和 6 年 5 月 9 日（木）17 時まで
ただし、土曜日、日曜日と正午から午後 1 時までを除く。
- (2) 質問の方法：質問書（別記様式第 9 号）にて電子メールにより送付すること。また、質問がない場合においても、質問書にてその旨提出すること。質問書を送付した際には電話にてその旨連絡すること。なお、メール以外での質問は一切受け付けない。
送付先 E-mail アドレス：jogesuidoka@city.uki.lg.jp
- (3) 回答：令和 6 年 5 月 13 日（月）までに、質問者の名称等については伏せた上で、すべての質問事項に対する回答を応募者全員に電子メールで回答する。

5. 技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 6 年 6 月 11 日（火）17 時まで
- (2) 提出場所 宇城市 上下水道局 上下水道課
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。
- (4) 提出書類
 - ア 業務提案書鑑（別記様式第 10 号）
 - イ 業務工程計画（別記様式第 11 号）
 - ウ 業務実施方針（別記様式第 12 号）
 - エ 特定テーマ（別記様式第 13 号）
 - オ 参考見積書

- ・ 指定様式なし
- ・ 参考見積書（消費税及び地方消費税を含んだ額）
- ・ 見積内訳書（上記見積書の内容）

(5) 提出部数

上記(4)について、以下の部数とする。

- ア～ウ 正 10 部、副 10 部
- エ 正 10 部、副 10 部
- オ 正 10 部

※枚数制限のある様式にあっては指定のページの範囲内で作成すること。

(5) その他特記事項

- ① 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。但し、組織変更等、やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可とする。
- ② 略語や専門用語には注釈をつける等、分かりやすい文章とすること。
- ③ 業務提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ④ 別紙仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載すること。但し、これに係る経費は業務委託見積書に含むものとする。

6. プロポーザルの辞退

参加申込をした者が、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（別記様式第 14 号）を提出すること。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

7. 審査

(1) 審査方法

プロポーザル評価委員会「ウォーター導入可能性調査業務委託および実施方針検討業務委託評価委員会」は宇城市職員等で構成し、提案書等について審査を行い、受託候補者として特定すべき者を選定する。提案書等の評価は、以下の評価手順に基づき、受託候補者を選定する。

ア 第一次審査（参加資格等審査）

評価委員会及び事務局は、参加資格等の確認及び第一次審査提出書類（プロポーザル参加申出書等）について評価基準に基づく評価を行い、参加表明者の中から提案資格者を上位 3 者選定する。第一次審査の結果については、「公募型プロポーザル方式第一次審査（書類審査）選定結果通知書」により通知する。

イ 第二次審査（技術提案等審査）

評価委員会及び事務局は、第二次審査提出書類（技術提案書等）について、評価項目に基づく評価を行い、提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。プレゼンテーション及びヒアリング審査の日程については、6月19日（水）を予定しているが、選定委員および提案者の都合がつかない場合は、別途調整を実施する。

第二次審査の結果については、「結果通知書」により通知する。

(2) 評価項目

第一次審査は別表1の評価項目について、第二次審査は別表2の評価項目について評価する。第二次審査において、参考見積書の額が業務規模を超える場合は、特定しない。

別表1

評価項目	審査内容	評価基準
参加資格	参加要件	・参加資格要件を満たしているか
経営規模	経営規模の妥当性	・会社の資本金
業務遂行力	企業の業務実績 業務遂行体制の妥当性 配置技術者の資格、実績	・同種業務の実績があり、豊富な事例をもとに本業務を確実に遂行できるものであるか ・的確な社内体制の構築が可能か (九州管内に勤務する技術者の配置・上下水道事業に精通した公認会計士の配置など) ・業務内容に見合った人員配置となっているか ・技術者の経験及び能力が充実しているか
地域精通度	対象エリアへの理解度	・宇城市における業務実績を有するか

別表2

評価項目	審査内容	評価基準
提案内容	業務の理解度	・目的、条件、内容の理解度が高く、優れているか
	実施手順の妥当性	・業務の実施手順等の妥当性が高く、工夫が図られ、優れているか
	採用手法の妥当性	・有益な提案、重要事項の指摘があり、優れているか
	提案内容の具体性	・有益な提案、重要事項の指摘があり、優れているか
	独自提案の実現性	・複数の既存技術を統合化する提案があり優れており、尚且つ、提案内容に説得力があ

		り、優れているか
	特定テーマに対する取組姿勢	・取組意欲が強く感じられ、質問に対する応答が明快かつ迅速か
提案見積	提案見積書	・提案コストは妥当か

8. 審査結果の公表

審査の結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和 6 年 7 月 22(月)に宇城市ホームページ上で公表する。

宇城市ホームページアドレス <https://www.city.uki.kumamoto.jp>

その他の事項については、宇城市情報公開条例に基づき開示請求できるものとする。

9. 契約の締結

(1) 契約締結日 令和 6 年 8 月 2 日（金）（予定）

(2) 契約の交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。但し、下記のいずれかに該当し優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ① 優先交渉権者が審査後本要項 2. に定める参加資格の要件を満たすことができなくなったとき。
- ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
- ③ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

10. 募集開始から契約締結までのタイムスケジュール

番号	内容	日程及び提出締切	備考
①	公募開始	4 月 22 日（月）	HP 上で公開
②	実施要項に関する質問受付期限	5 月 9 日(木)17 時まで	電子メールのみ受付
	実施要項に関する質問回答期限	5 月 13 日（月）	HP 上で公開
④	参加申出書提出期限	5 月 24 日(金) 17 時まで	持参又は郵送
⑤	一次審査通知	5 月 30 日（木）予定	
⑥	業務提案書の提出締切	6 月 11 日(火) 17 時	持参又は郵送

番号	内容	日程及び提出締切	備考
		で	
⑦	二次審査実施日	6月19日（水）予定	
⑧	二次審査結果公表	7月22日（月）	HP上で公表
⑨	優先交渉権者との契約協議	7月22日（火）～ 7月31日（水）	
⑩	契約締結	8月2日（金）予定	

11. 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、宇城市の判断により契約締結段階において、優先交渉権者の提案書の内容を追加等変更することがある。

12. その他の留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できない。
 - ① 必要書類を提出期限までに提出しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- (2) 参加者が1者の場合であっても審査を行う。
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類の返却は行わない。
- (6) 提出された提案書は、当該提案者に無断で公開及び二次的な使用は行わない。
- (7) 応募者の名称は公開することがある。
- (8) 応募者は、当該要領の内容を了解の上、参加することを条件とする。

13. 問い合わせ先

宇城市 上下水道局 上下水道課 （担当：坂本 善隆）

住 所：〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85

T E L：0964-32-1691

F A X：0964-32-0966

e-mail：jogesuidoka@city.uki.lg.jp